



山形県公報

平成25年5月31日(金)
第2448号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……689
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……690
- 農業振興地域の区域の変更……………(農政企画課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……691
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 都市計画事業の認可……………(都市計画課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……692
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(同) ……同

### 公安委員会関係

#### 告 示

- 犯罪被害者等早期援助団体の変更の届出……………693

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(建設企画課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……697
- 一般競争入札の中止……………(同) ……698
- 一般競争入札の公告……………(警察本部) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(新庄病院) ……700

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第550号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地     | 指定年月日      |
|-----------|----------------|------------|
| 鈴木歯科クリニック | 山形市南栄町一丁目3番33号 | 平成25. 4. 1 |
| ちばクリニック   | 山形市元木二丁目9番39号  | 同 5. 1     |

**山形県告示第551号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地     | 廃止年月日       |
|-----------|----------------|-------------|
| 鈴木歯科クリニック | 山形市南栄町一丁目3番33号 | 平成25. 3. 31 |
| ちばクリニック   | 山形市元木二丁目9番39号  | 同 4. 30     |

**山形県告示第552号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成25年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更する地域の名称  
寒河江農業地域
- 2 変更後の区域  
寒河江市行政区域のうち、次の図に示す区域  
(次の図は省略し、その図書を農林水産部農政企画課及び寒河江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山形県告示第553号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営更生堰地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営更生堰地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
天童市役所、河北町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成25年6月6日から同年7月4日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成25年5月31日から同年6月13日まで縦覧に供する。

平成25年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 東山七浦線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長        |
|-----------------------------------|------|------------------|------------|
| 山形市大字風間字間所免1051番1から<br>同 1044番3まで | 旧    | 3.6メートル<br>} 3.6 | 60<br>メートル |
| 同 上                               | 新    | 6.0メートル<br>} 3.6 | 同 上        |

山形県告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成25年5月31日から同年6月13日まで縦覧に供する。

平成25年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 東山七浦線
- 2 供用開始の区間 山形市大字風間字間所免1051番1から  
同 1044番3まで
- 3 供用開始の期日 平成25年5月31日

山形県告示第556号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年5月31日から同年6月13日まで縦覧に供する。

平成25年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 玉庭時田糠野目線
- 2 供用開始の区間 米沢市窪田町矢野目字赤田800番57から  
同 字古屋敷3684番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年5月31日

山形県告示第557号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成25年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称 東根市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 東根都市計画公園事業
  - (2) 名 称 5・6・1号大森山公園
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 東根市大字東根元原方字大森北及び大字泉郷元万善寺字西戸地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成25年5月31日から平成28年3月31日まで

山形県告示第558号

次の開発行為は、完了した。

平成25年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成25年1月18日 指令村総建第5034号

2 開発区域に含まれる地域の名称

上山市高松字三本松978番1、979番2、藤吾字久保1981番1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上山市石崎一丁目7番10-5号

尾形 誠

山形県告示第559号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中 「石巻市蛇田字新金沼170番地」 を 「石巻市茜平四丁目104番地」 に改める。

別表第6中 「西村山郡河北町谷地ひな市通り東13街区1」 を 「西村山郡河北町谷地ひな市二丁目9番4」 に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第560号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成25年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 氏 名       | 住 所           | 売りさばき所の所在地 | 廃 止 年 月 日   |
|-----------|---------------|------------|-------------|
| 渡 辺 と み 子 | 東根市神町東二丁目9番1号 | 同 左        | 平成25. 4. 30 |

## 公安委員会関係

### 告 示

#### 山形県公安委員会告示5号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体から次のとおり届出があった。

平成25年5月31日

山形県公安委員会

委員長 前田直己

- 届出をした犯罪被害者等早期援助団体の名称  
公益社団法人やまがた被害者支援センター
- 変更に係る事項及び変更内容並びに変更しようとする年月日

| 変更に係る事項 | 変 更 内 容 |         | 変更しようとする年月日 |
|---------|---------|---------|-------------|
|         | 変 更 前   | 変 更 後   |             |
| 代表者の氏名  | 金 森 義 弘 | 三 條 典 男 | 平成25年6月5日   |

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年5月31日

山形県知事 吉村美栄子

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成25年度山形県建設事業情報総合管理システムに係るソフトウェアの賃貸借サービス 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2673
- 随意契約の相手方を決定した日 平成25年3月27日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地  
テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市東山形一丁目6番26号
- 随意契約に係る契約金額 40,446,000円
- 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成25年5月31日

山形県知事 吉村美栄子

1 県営住宅の名称等

| 名称            | 所在地                 | 規           | 格                                     | 公募戸数 | 区分  | 家賃              |                            |                            |                            | 摘要     |                            |                            |
|---------------|---------------------|-------------|---------------------------------------|------|-----|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|----------------------------|----------------------------|
|               |                     |             |                                       |      |     | 収入が104,000円以下の者 | 収入が104,000円を超え123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え139,000円以下の者 | 収入が139,000円を超え158,000円以下の者 |        | 収入が158,000円を超え186,000円以下の者 | 収入が186,000円を超え214,000円以下の者 |
| 県営深町アパート3号    | 山形市深町一丁目7-27        | 住宅形式<br>3DK | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル<br>64.2 | 1    | 一般用 | 22,900          | 26,400                     | 30,200                     | 34,000                     | 38,900 | 42,100                     | 3月分の家賃に相当する額               |
| 同 きたまたちアパート2号 | 同 桜町三丁目2-12         | 同           | 66.5                                  | 1    | 同   | 25,500          | 29,500                     | 33,700                     | 38,000                     | 43,400 | 50,100                     |                            |
| 同 飯塚住宅2号      | 同 飯塚町1353-1         | 同           | 67.0                                  | 1    | 同   | 28,300          | 32,700                     | 37,400                     | 42,200                     | 48,200 | 55,600                     |                            |
| 同 鷹ヶ袋アパート1号   | 上山市旭町二丁目7-1         | 同           | 54.6                                  | 1    | 同   | 13,300          | 15,400                     | 17,600                     | 19,800                     | 22,700 | 26,200                     |                            |
| 同 日光アパート1号    | 天童市北久野本四丁目14-1      | 同           | 62.9                                  | 1    | 同   | 21,300          | 24,600                     | 28,200                     | 31,800                     | 36,300 | 41,900                     |                            |
| 同 長岡アパート4号    | 同 中里一丁目2-4          | 同           | 70.6                                  | 1    | 同   | 26,100          | 30,100                     | 34,500                     | 38,900                     | 44,400 | 51,300                     |                            |
| 同 交り江アパート2号   | 同 交り江五丁目10-2        | 同           | 62.8                                  | 1    | 同   | 17,200          | 19,900                     | 22,800                     | 25,700                     | 29,300 | 33,900                     |                            |
| 同 天童駅西アパート1号  | 同 駅西二丁目2-27         | 同           | 61.0                                  | 1    | 同   | 18,300          | 21,100                     | 24,100                     | 27,200                     | 31,100 | 35,900                     |                            |
| 同 2号          | 同 2-31              | 同           | 61.0                                  | 1    | 同   | 18,300          | 21,100                     | 24,100                     | 27,200                     | 31,100 | 35,900                     |                            |
| 同             | 同                   | 同           | 64.2                                  | 1    | 同   | 19,200          | 22,200                     | 25,400                     | 28,600                     | 32,700 | 37,800                     |                            |
| 同 天童駅南アパート1号  | 同 田鶴町四丁目18-17       | 同           | 66.5                                  | 1    | 同   | 22,700          | 26,200                     | 29,900                     | 33,700                     | 38,600 | 44,500                     |                            |
| 同 天童南部アパート5号  | 同 南町三丁目18-5         | 3LDK        | 79.9                                  | 1    | 同   | 29,500          | 34,000                     | 38,900                     | 43,900                     | 50,200 | 57,900                     |                            |
| 同 長崎アパート      | 東村山郡中山町大字長崎8035-205 | 3DK         | 62.8                                  | 1    | 同   | 16,400          | 19,000                     | 21,700                     | 24,500                     | 28,000 | 32,300                     |                            |
| 同 塩水アパート1号    | 寒河江市大字寒河江字塩水46-1    | 同           | 70.7                                  | 1    | 同   | 23,900          | 27,500                     | 31,500                     | 35,500                     | 40,600 | 46,900                     |                            |

|                |                            |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |  |
|----------------|----------------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 同 谷地アパー<br>ト1号 | 西村山郡河北町<br>谷地荒町東一丁<br>目4-1 | 同 | 59.3 | 2 | 同 | 14,700 | 17,000 | 19,400 | 21,900 | 25,000 | 28,900 |  |
| 同 楯岡アパー<br>ト   | 村山市楯岡笛田<br>四丁目6-23         | 同 | 54.6 | 1 | 同 | 13,300 | 15,400 | 17,600 | 19,800 | 22,700 | 26,200 |  |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子世帯・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成25年6月5日から同月11日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後6時）（ただし郵送の場合は、平成25年6月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

## 5 入居の時期 平成25年8月1日



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、除雪グレーダ及び除雪ドーザの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成25年6月11日（火） 午後2時

### 2 入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品の名称及び数量

- イ 除雪グレーダ3.7メートル級 7台
- ロ 除雪ドーザ13トン級 4台
- ハ 除雪ドーザ11トン級 3台

#### (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

#### (3) 納入期限 平成25年10月31日（木）

#### (4) 納入場所 入札説明書による。

#### (5) 最初の契約に係る入札公告日（(1)のロ及びハに限る。） 平成25年3月29日

#### (6) 入札方法 (1)のイからハまでごとの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年2月15日付け県公報第2419号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。

#### (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

#### (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723

#### (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

2の(1)のイからハマまでごとに山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成25年6月6日（木）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

①3.7meters Snow Removal Motor Grader Quantity: 7

②13ton Snow Removal Wheel Loader Quantity: 4

③11ton Snow Removal Wheel Loader Quantity: 3

(2) Time limit for tender: 2:00 P. M. June 11, 2013

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2723

平成25年4月16日付け県公報第2436号で公告したロータリ除雪車、除雪グレーダ及び除雪ドーザの調達に係る一般競争入札については、平成25年5月21日をもって中止した。

平成25年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電子計算機の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）

(2) 日時 平成25年7月10日（水）午後2時

#### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び特定役務の名称並びに数量 電子計算機の賃貸借及び保守サービス 一式

- (2) 調達をする物品等及び特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成25年10月1日から平成30年9月30日まで
  - (4) 納入期限及び納入場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち6か月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち、6か月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年2月15日付け県公報第2419号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - (5) 過去5年以内に国、地方公共団体又は都道府県警察本部に2の(1)の物品等及び特定役務（以下「物品等」という。）と同様又は同等の物品等を納入した実績があることを証明できること。
  - (6) 当該賃貸物品等に対し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
  - (7) 提供される特定役務が、9の(1)により提出された応札物品仕様書等により基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部情報管理課  
電話番号 023(626)0110
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所  
入札説明書及び仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部警務部情報管理課で交付する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書並びに2の(1)の物品等の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品等の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び3の(5)から(7)までに係る事項を証明する書類（以下「証明書等」という。）を平成25年6月14日（金）午後4時までに山形県警察本部警務部情報管理課に提出すること。

また、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるものに限る。）に登載されていない者でこの入札に参加を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書並びに応札物品仕様書及び証明書等を平成25年6月7日（金）午後4時までに同課に提出すること。

(2) 応札物品仕様書及び証明書等を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書又は証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(3) (1)により提出された応札物品仕様書及び証明書等については、2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書及び証明書等を提出した者は、この入札に参加することができない。

(4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenanceservice of the computers: 1 set

(2) Time-limit for tender: 2:00 P. M. July 10, 2013

(3) Contact point for the notice: Information Management Section, Police Administration Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken, 990-8577 Japan, TEL 023-626-0110

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年5月31日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

- 1 落札に係る物品の名称及び予定数量 A重油 700キロリットル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院総務課施設用度係  
山形県新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 平成25年3月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
遠藤商事株式会社 山形県山形市穂積85番地
- 5 落札金額 1リットル当たり84.84円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年2月12日

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ | 行 | 誤          | 正       |
|------------|-----------|-----|---|------------|---------|
| 平成25. 4. 1 | 号外(22)    | 6   | 2 | 真室川町立及位中学校 | 同 及位中学校 |